

## 災害により生じた損失の額に関する明細書の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法人税法第80条（災害損失の繰戻しによる法人税額の還付）若しくは第72条（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定の適用を受ける場合、連結法人が同法第81条の31（連結法人の災害損失の繰戻しによる法人税額の還付）若しくは第81条の20（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定の適用を受ける場合又は外国法人が同法第144条の13（災害損失の繰戻しによる法人税額の還付）若しくは第144条の4（仮決算の中間申告による所得税額の還付）の規定の適用を受ける場合に、同法第58条第1項（青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し）に規定する棚卸資産、固定資産又は一定の繰延資産（以下「棚卸資産等」といいます。）について災害により生じた損失の額を算出するために作成し、別表七（一）に添付して提出してください。

また、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

なお、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 この明細書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「災害により生じた損失の額」の「資産の滅失等により生じた損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等が滅失し、若しくは損壊したこと又は災害による価値の減少に伴いその棚卸資産等の帳簿価額を減額したことにより生じた損失の額（その滅失、損壊又は価値の減少によるその資産の取壊し又は除去の費用その他の付随費用に係る損失の額を含みます。）を記載してください。
- (2) 「災害により生じた損失の額」の「被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額」欄は、災害によりその棚卸資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害によりその棚卸資産等を事業の用に供することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年を経過した日の前日までに支出する災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用、その棚卸資産等の原状回復のための修繕費又はその棚卸資産等の損壊若しくは価値の減少を防止するための費用その他これらに類する費用（以下「修繕費用等」といいます。）に係る損失の額を記載してください。
- (3) 「災害により生じた損失の額」の「被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額」欄には、災害によりその棚卸資産等につき現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合において、その棚卸資産等に係る被害の拡大又は発生を防止するため緊急に必要な措置を講ずるための費用に係る損失の額を記載してください。
- (4) 「保険金又は損害賠償金等の額」欄には、保険金等により補填される金額がある場合には、その金額を記載してください。
- (5) 「災害損失特別勘定」の「被害資産の現状回復のための費用等に係る損失の額」の及び「計」の欄には、当該事業年度又は連結事業年度において繰り入れた災害損失特別勘定の金額を記載してください。